

アライグマ捕獲従事者講習会の開催について

農作物の被害を引き起こしているアライグマの防除を行う従事者認定の講習会を開催いたします。アライグマは、狩猟免許を持っていないくてもこの捕獲従事者講習会を受講することにより特定外来生物法に基づき捕獲を行うことができますので、受講希望者は左記のとおり申し込みをお願いたします。

■内容

*アライグマに関する基礎知識

*アライグマ捕獲奨励金について

*わなの設置方法および処分方法

■講習日時

令和6年4月22日(月)
15時00分～

■場所

健康福祉センター
2階 大会議室

■講習料

無料

■申込方法

経済課または各支所に備付けている申込書に必要事項を記入し、4月15日(月)までに提出してください。

※電話での受付も可能です。過去に講習を受けアライグマの防除を行っている方は、今回受講する必要はございませんが受講することも可能です。

◎申込・問合せ先

経済課農林係(内線222・223)

アライグマ駆除奨励金の新設について

小平町内におけるアライグマの生息域の拡大や、農業被害等を防止する観点から、下記の要件を満たし、アライグマを駆除した場合、経費の助成を行います。

■奨励金支給額

アライグマ駆除1頭につき2,000円

■支給要件

毎年4月1日から6月30日までの間に小平町内において駆除し、ごみ処理施設(字鬼鹿富岡46-1)まで運搬したアライグマ

※春季捕獲推進期間 メスのアライグマが子どもを産む前に集中して駆除することでアライグマの個体数の減少が図られる。

次のいずれにも該当すること

1. 外来生物法に基づく防除従事者証を所持していること。
※4月22日(月)に従事者講習会を開催しますので、資格を所持していない方は受講願います。
2. 捕獲個体を適切に処分し、ごみ処理施設まで運搬すること。
3. 小平町民であること。

■器具の貸与について

箱わなについて、数に限りがありますが役場経済課にて貸与しています。(普通サイズ4個、大サイズ4個)

■搬入・申請先

搬入する前に役場経済課までご連絡願います。

アライグマ駆除奨励金交付申請書を施設職員へ提出願います。(申請書は町ホームページから取得するか、ごみ処理施設に用意してあります。なお、初めて申請する際は、本人の振込先口座番号の解るものをご持参願います。)

また、搬入の際はアライグマを一頭毎に透明なビニール袋に入れ、マジックで搬入日、氏名、オス(又はメス)と大きく記入の上持参してください。

ごみ処理施設へのアライグマの搬入は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までに搬入願います。重量計測の上、施設指定の冷凍庫へ搬入していただくこととなります。

後ほど町職員が申請書内容と搬入数の突合を行い支給決定となります。

土日祝日などごみ処理施設閉鎖日の場合は受け入れ出来ません。

■奨励金対象外となる場合

奨励金は駆除し、ごみ処理施設まで運搬した場合のみ該当となります。これまでどおり生きたままのアライグマを持参した場合は、奨励金の該当となりませんのでご注意願います。

また、生きたままのアライグマは毎週月・水・金の午前9時までに**役場経済課まで持参**願います。土日祝日など役場閉鎖日の場合は受け入れ出来ません。

◎問合せ先 経済課農林係 (内線 222・223)

指名手配



長い歴史に幕をおろす ～うまい会 解散～

平成7年に本郷地区の農家の主婦で結成された「うまい会」。

一度食べたら忘れられない小平の自然の恵みがいっぱい詰まった味を提供したいと、みそをはじめトマトジュース、紫蘇ジュースを製造・販売していましたが、令和6年3月をもって解散いたしました。長い間ありがとうございました。(代表 加藤和子)

